

(別紙2)

インターネット公売入札者心得書

インターネット公売は、熊本県が紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム(KSI 官公庁オークション)を利用して実施するものです。入札にあたっての基本的な注意事項を下記に列挙していますので熟読ください。

記

- 1 公売に参加するための公売保証金は、現金もしくはクレジットカードにより納付してください。クレジットカードによる納付は、入札者等(入札者等が法人の場合は当該法人代表者)名義のクレジットカード(VISA、マスターカード、JCB、ダイナース、アメリカンエクスプレスカードのマークの付いていないカード等、ごく一部カードを除く)に当該売却区分の公売保証金額以上の利用可能な売上与信枠があることが必要です。
- 2 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札(せり売)参加は、その納付後でなければできません。
- 3 見積価格以上の入札者のうち、最高の価格による入札者を最高価申込者として決定し、売却決定を行います。また、入札によって行う公売については、一定の条件を満たす場合、最高の価格に次ぐ価格での入札者を次順位買受申込者として決定し、最高価申込者が納付期限までに代金を納付しない場合などに売却決定をします。
- 4 最高価申込者等の決定時において、ログインIDを最高価申込者等氏名とみなすことがあります。
- 5 買受代金の納付のときまでに、その公売財産に係る滞納金額が完納されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき事由があるときは、売却決定を取り消します。
- 6 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産は、それを得たときになります。
- 7 公売財産の権利の移転について登記(登録)を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙又は領収書(登録免許税法第23条)を、許可等を必要とする財産の場合は、許可書等を提出してください。また、買受人が権利移転の手続きを行う必要があるものは、至急完了してください。
- 8 公売財産の危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転します。
- 9 公売財産を滞納者等に保管させている動産等の場合は、買受人に売却決定通知書を交付しますから、直接、保管人からその財産を受け取ってください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、当広域本部長から買受人に対する財産の引渡しは完了したことになります。
不動産については買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行いますので、公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵の引渡し、境界確定等はすべて買受人が行うものとし、当広域本部は一切関知しません。
- 10 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムの不具合等により、公売を中止することがあります。
- 11 入札者等の自己のパスワード等が第三者に知らされ、もしくは不正に使用される等により損害を受けた場合は、当広域本部は何ら補償しません。
- 12 その他、公売の実施に係る詳細は、別添の「熊本県インターネット公売ガイドライン」に定めるところによります。

熊本県県北広域本部総務部収税課